



町からみなさんへの大切なお知らせです。



ジョブプランナーによる就職相談会

問 産業課 商工交流係 (内線 1505)

県内事業所に就職を希望する方を対象に、ふくしま生活・就職応援センターの相談員(ジョブプランナー)による就職相談会を開催します(相談無料)。

■日時 7月27日(木) 午後1時～3時

■場所 役場1階 相談室1

■対象者 川俣町内に居住する方、原発事故の影響で川俣町内に避難されている方

■申し込み 不要(事前予約も可能です)

国民健康保険税の税率等について

問 町民税務課 税務係 (内線 1303)

税制改正により平成29年度国民健康保険税の税率・限度額が次のとおりとなりました。

区分	医療 給付費分	後期高齢者支 援金分	介護納付金分
所得割額	7.00%	4.55%	4.10%
均等割額 (1人あたり)	18,000円	11,000円	10,100円
平均割額 (1人あたり)	17,000円	10,700円	8,800円
限度額	540,000円	190,000円	160,000円

※税率は、28年度同様の据え置きとなっています。

原子力災害に伴う国民健康保険税の減免

問 町民税務課 税務係 (内線 1303)

旧避難指示解除準備区域等の対象となっていた世帯に係る減免については次のとおりです。

①上位所得層(世帯内の被保険者の基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯)の方は、平成29年9月までで減免を終了します。

②①以外の方は、申請によることなく平成30年3月分まで減免を継続します。

介護保険料の減免について

問 町民税務課 税務係 (内線 1303)

介護保険料については、平成24年度より一律1割を減免して賦課していましたが、今年度より1割減免を廃止し、通常通りの課税に戻ります。

なお、山木屋地区の原子力災害についての減免は次のとおりです。

①災害時に山木屋地区に住所のあった上位所得層(合計所得金額633万円以上)の方は、平成29年9月分までで減免終了

②①以外の方は、申請によることなく平成30年3月分まで減免継続

国民年金保険料の免除申請について

問 保健福祉課 国保年金係 (内線 1405)

国民年金の1号被保険者の方の保険料は月16,490円です。保険料を納めるのが困難な方のために、町では保険料免除の申請を受け付けます。

■対象となる保険料の期間

平成29年7月分から平成30年6月分

■受付期間

平成29年7月1日から納付書の使用期限が切れるまで(2年間)

■申込方法 国保年金係に備え付けの申請書に記入

■持参していただくもの

①年金手帳、年金保険料の納入通知書など基礎年金番号が分かるもの

②印鑑

③年金保険料を口座引き落としにしている方は通帳(口座振替は解除していただきます)

・免除は原則として前年の所得により日本年金機構が審査します。ただし、東日本大震災(平成23年3月11日)時点で川俣町に住所を有していた方は原発事故に係る保険料免除の特例として所得に関係なく審査します。

・免除を受けた場合の年金の受取額

全額免除期間の年金の受取額は納付した場合の2分の1になります。

・過去の国民年金保険料も遡って免除申請できます

国民年金保険料は、保険料の納付期限から2年を経過していない期間についてさかのぼって免除申請できます。例えば、平成29年7月に申請すると、平成27年6月分まで遡ることができます。過去に申請を忘れていた方は、今回、忘れずに申請してください。

※すでに納めた保険料は免除の対象になりません。

・国民年金保険料の免除申請はお早めに!

保険料免除は過去2年間遡って申請できますが、未納の期間が長くなると、いざというときに障害年金や遺族年金が受け取れなくなる場合があります。免除の申請は受付が開始する毎年7月を目安に、なるべく早く申請するようにしましょう。

※東北福島年金事務所でも受付しています。

・免除承認を受けた人は「追納」もできます

保険料免除の承認を受けた期間は10年以内なら、さかのぼって保険料を納めることができます。追納をすると、初めから納めていたのと同じように老齢基礎年金の額を増やすことができます。ただし3年度目以降は、当時の保険料に加算額がつき高くなりますので、ご注意ください。なお、追納に関する事は東北福島年金事務所(Tel 535-0141)へ問い合わせください。



7 月

人の動き -population-

平成 29 年 6 月 1 日現在 (前月比)
 人口 13,905 (-36)
 男 7,027 (-18)
 女 6,878 (-18)
 世帯 5,518 (+7)

※平成 29 年 2 月号掲載分より平成 27 年国勢調査の数値を基準として算出しています。

今月の納税 -tax payment-

固定資産税 2 期
 国民健康保険税 1 期
 介護保険料普通徴収 1 期
 納期は 7 月 31 日(月)です。

在宅当番医 -doctor-

◇◇◇ 7 月 ◇◇◇

2 日	村上医院	TEL 565-3637
9 日	済生会川俣病院	TEL 566-2323
16 日	むとうこどもクリニック	TEL 565-2435
17 日	佐藤医院	TEL 566-2321
23 日	済生会春日診療所	TEL 566-2707
30 日	あんざい整形外科クリニック	TEL 565-3511

◇◇◇ 8 月 ◇◇◇

6 日	十二社クリニック	TEL 565-5230
11 日	小寺医院	TEL 565-2011
13 日	鈴木内科医院	TEL 565-2688
20 日	むとうこどもクリニック	TEL 565-2435
27 日	済生会川俣病院	TEL 566-2323

※あんざい整形外科クリニックには、2 名(整形外科、内科含む)の医師が在所しています(在宅当番医時のみ)。

行政

幼稚園の臨時教諭を募集

☎ 子育て支援課 幼児教育係 (内線 2302)

幼稚園臨時教諭を次のとおり募集します。

- 募集人数 若干名
- 雇用期間 8 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
- 勤務時間 午前 8 時 10 分から午後 4 時 55 分
- 資格要件 幼稚園教諭資格のある方
- 待遇 川俣町賃金支弁職員雇用管理規程による
- 選考 書類選考と面接を実施のうえ決定
- 申し込み 市販の履歴書用紙に記入のうえ、資格書の写しを添えて、子育て支援課幼児教育係まで提出してください。
- 申込締切 7 月 20 日(木)

すみよし保育園の臨時職員を募集

☎ 川俣町社会福祉協議会 (TEL 565-3761)

すみよし保育園の臨時保育士を若干名募集します。市販の履歴書に記入し、資格書の写しを添えて 7 月 20 日(木)までに町社会福祉協議会へ提出してください。雇用期間は、平成 29 年 8 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日までです。

今月の行政相談の日程

☎ 総務課 文書広報係 (内線 1105)

- 日時 7 月 18 日(火) 午後 1 時 30 分～4 時
 - 場所 役場 農業委員会室 (3 階)
- ※神野幸一相談委員 (TEL 566-3978)、斎藤幸子相談委員 (TEL 566-4020) の電話でも随時受け付けています。

木造住宅耐震診断希望者を募集

☎ 建設水道課 建設係 (内線 1603)

町内に住宅を所有し耐震診断を希望する方へ、耐震診断者を派遣します。

- 募集戸数 2 戸 (先着順)
 - 対象住宅 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅
 - 個人負担 住宅の規模により、6,000 円から 9,000 円の自己負担があります。
- ※通常、調査には約 15 万円の費用が掛かりますが、そのほとんどを国・県・町が負担します。
- 成果品 耐震診断結果、補強計画と住宅平面図
- ※結果により、耐震改修補助金制度を利用可能。
 ※税、その他使用料等の未納がないことが条件。